

<論 文>

## 台湾における個人情報保護法制の発展と展望

陳 聡 富\*  
訳：小 田 美佐子\*\*

### Development and Prospect of Personal Data Protection Law in Taiwan

Tsung-fu Chen

Translator: Misako Oda

The Taiwanese Act on Protection of Individual Data was first promulgated in 1995 and has been revised twice in 2010 and 2016, respectively. This act is the main law to protect individual data in Taiwan in addition to some special laws such as the Regulations on Biobank.

In practice, two constitutional court cases are leading cases concerning the protection of individual data: one is the recording of fingerprint in citizen's identification cards and the other is the utilization of medical data collected in the data bank of national insurance. The first one has been declared unconstitutional, and the second one is under the procedure of judicial review after it was confirmed by the Supreme Administrative Court.

In order to combat COVID-19 pandemic, some administrative measures were taken, such as recording of COVID-19 disease in national insurance cards, with some of them being abused to injure individual privacy where citizens' data were misused.

**Keywords** : protection of individual data, constitutional review, national insurance data bank, fingerprint, COVID-19 pandemic

**キーワード** : 個人情報保護、憲法判断、健康保険データ、指紋、新型コロナウイルス感染症

---

\* 国立台湾大学講座教授

\*\* 立命館大学法学部准教授

## はじめに

過去二十数年間にわたり、情報プライバシー権は台湾の法律界において極めて大きな注目を集めてきたが、個人情報保護に関する立法が次第に増加しただけでなく、実務においても重要な裁判所の判決が出されている。

立法において、個人情報保護の基本規範として「個人情報保護法」の制定があるが、他に人体研究法や生物データベース管理条例等の医療研究法規も個人情報を保護する特別規定である。

実務において最も重要な二つのケースは、「指紋データベース」の違憲審査事件と「健康保険データベース」の行政訴訟事件である。前者の事件で作成された大法官解釈意見は、台湾の情報プライバシー権保護の基本規範となっており、学説も裁判所の判決も本件解釈意見を議論の基本及び基準としている。後者の行政裁判所判決は、個人情報保護法が妥当か否かに関する学界の議論の主な検討対象となっている。

このほかに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生後、行政機関が健康保険カードや個人連絡システム等の措置で防疫活動を行うのは、個人情報の収集及び利用に関わるため、感染の防止と個人のプライバシー権保護の間で、物議を醸す論争を引き起こしている。

本稿は上記の内容を検討対象とし、台湾におけるこれまでの個人情報保護法制の発展及び現在直面している課題について考察を行うものである。

### 一．個人情報保護法の立法過程と基本原則

#### 1. 1995年「コンピュータ処理個人情報保護法」

個人情報の保護に関する台湾の特別立法は、1995年の「コンピュータ処理個人情報保護法」に始まる。その立法理由は、個人のプライバシー権を保護し、かつ個人情報の合理的な利用を促進することで、国家の現代化や国際化を図ることである。

この法律の立法者は、法理念をプライバシー権の保護に由来するものととらえている。伝統的なプライバシー権の保護は、損害発生後の加害者に対する被害者の損害賠償請求権に重きを置き、消極的な性質のプライバシー権の概念に属するが、この法律の保護の重心は、事後の救済から事前の防止へと方向転換し、新たな権利を創設することにより、個人情報に対する照会、閲覧、訂正、削除等の当事者の請求権を認めている<sup>1)</sup>。

この法律は、8つの立法原則を採用しており、収集制限の原則、データ内容正確性の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全確保の原則、公開の原則、個人参加の原則及び責任の原則を含む。そのうち最も重要な原則は、以下の通りである。(1) 収集制限の原則であるが、個人情報の収集は適法でなければならず、かつ当事者の同意を得るか、または当事者に通知し

なければならない。(2) 目的明確化の原則であるが、個人情報の収集には明確な目的がなければならない。かつ情報の利用は収集目的と一致しなければならない。(3) 利用制限の原則であるが、個人情報の利用は、法律に別段の定めがあるか、当事者の同意がある場合を除き、特定目的以外のために利用してはならない。(4) 安全確保の原則であるが、情報の盗用・改竄または毀損を防止するために、個人情報の収集には合理的な安全保護措置を講じなければならない<sup>2)</sup>。

上記の立法原則に基づき、この法律は、個人情報は生存する自然人のものに限定されると規定している。例えば、自然人が死亡している場合、その人格権は消滅するため、この法律の保護を受けない。法人またはその他の商業組織については、人格権保護の問題がないため、その情報もこの法律の保護を受けない。商業秘密等の情報があれば、営業秘密法によって規律することになる。また、この法律の規定する保護情報は、コンピュータ処理の個人情報に限定されるが、人工的に処理した個人情報については、当時の社会各界の受容レベルに基づき、この法律の保護対象としておらず、民法または刑法の規範によるべきとしている。このほかに、この法律の規制対象すなわち個人情報保護義務を負う主体もまた公務機関や信用調査業、病院、学校、電気通信業、金融業、証券業、保険業、マスメディア等の8つの特定業種の非公務機関に限定される。この規範対象の制限は、この法律の立法当時、広く個人情報をコンピュータ処理する機関のみを適用の対象としたためであり、その他の種類の私企業はこの法律の規制を受けない。

## 2. 2010年と2016年の「個人情報保護法」の改正

「コンピュータ処理個人情報保護法」の施行十数年後、情報環境の著しい変化により、各類型のビジネスマーケティングにおいて広く個人情報が大量に収集され、個人のプライバシー権にとって甚大な脅威となっていた。人格権の保護強化のために、2010年に同法を「個人情報保護法」に改正し、かつ2016年に小幅な修正を行っている(劉静怡, 2010, 151-162)。

現行の個人情報保護法の保護対象は、コンピュータ処理の個人情報に限定されず、人工的に紙媒体で処理した個人情報も含む。また、新法は医療、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪歴、連絡先等のセンシティブ情報を規定し、当該個人を直接的または間接的に識別できる情報をすべて保護対象としている。

現行法は、規制対象を公務機関や8つの特殊な業種に限定せず、すべての法人・団体及び個人を、個人情報保護義務を負うべき適用主体の範囲に含めている(個人情報保護法第1条)。個人情報を収集・処理・利用する場合は、他者の自己情報コントロール権や情報プライバシー権を侵害してはならない義務を負う。違反した者は、民事・刑事責任を負い、行政罰を受ける。

現行法における重要な修正は、「特種個人情報」の類型を増やしたことであるが、医療、遺伝子、性生活、健康診断、犯罪歴等の個人情報については、当事者の書面による同意を得なければならない。そうでなければ、法律の明文規定の厳格な要件に合致する下で、はじめて収集・

処理または利用ができるとしている。例えば、公務機関または学術研究機関が医療・衛生または犯罪予防の目的に基づき、統計または学術研究の必要性があり、かつ提供者による処理後または収集者がその公開方式により特定の当事者を識別できないようにしてはじめて、その個人情報を収集・処理または利用できる（個人情報保護法第6条・第15条）。

この法律は、個人情報の収集者または利用者、収集・処理または利用する際の告知義務を課しており、収集の目的、個人情報利用の期間・地域・対象及び方法、当事者の閲覧請求や削除請求の権利を当事者に告知しなければならない（個人情報保護法第8条）。

当事者には、個人情報に関する照会または閲覧請求権があるだけでなく、収集者または利用者に対して個人情報の収集・処理または利用の停止を請求することができ、かつその個人情報の削除を請求することができる（個人情報保護法第3条）。各業種が個人情報を利用してマーケティングを行う場合、当事者が拒否すれば、その個人情報を利用して行うマーケティングを停止しなければならない（個人情報保護法第20条第2項）。この当事者の拒否権は、当事者の自己情報コントロール権を保護するためのものである。

自己情報コントロール権またはプライバシー権が侵害を受けた場合、被害者は多数にのぼる可能性があるが、個人についていえば、損害は大きくないため、訴訟コストを考慮して、被害者は往々にして損害賠償請求権を放棄する。この訴訟障害を克服するために、現行法は集団訴訟を採用し、同一の原因または事実により多数の当事者の権利が損害を受けた事件については、加害者の侵害行為を阻止するために、財団法人または公益社団法人が代表して損害賠償訴訟を提起することを認めている（個人情報保護法第34条）。

## 二. 指紋データベース違憲審査事件（大法官會議釈字第603号解釈<sup>3)</sup>）

1997年台湾戸籍法第8条の規定は、(1) 満14歳の者は、身分証明書を受け取らなければならない。14歳に満たない者は、発給を申請しなければならない。(2) 前項により身分証明書を受け取る場合は、指紋を押捺し、かつ登録保存しなければならない。但し、14歳に満たない受領者は、指紋を押捺せずに、満14歳になったときに、指紋を押捺し、かつ登録保存しなければならない。(3) 前項の規定により指紋を押捺しない者には身分証明書を発給しないものとするというものであった。行政院は、戸籍法第8条の立法目的を、指紋データの確立だととらえている。すなわち、「個人の身分確認」、「行方不明者、行路病者、精神障害高齢者及び無名死体の識別」、身分証明書の冒用防止といった明確で重大な公益に関わる立法目的である。

しかしながら、行政院が2005年に新しい身分証明書への更新を決定した際に、立法院民進党の84名の立法委員は、戸籍法第8条の規定による指紋押捺が、憲法の保障する基本的権利や法律の留保原則を侵害するとして、憲法解釈を求めると同時に、解釈の作成前に同条文の一時的な適用停止を宣告する迅速な処分の請求を行った。

本件において憲法解釈を求める者の主張は、以下の通りである。指紋情報は抽象的な人格の一部を構成し、人格権の保障範囲である。かつ指紋情報により個人の身分等の属性を識別することができ、その公開や提供利用は個人に決定権のある事項であり、憲法上プライバシー権や自己情報コントロール権の保障を受けなければならないものである。戸籍法第8条第2項により指紋を強制的に採取し、データベースを作成するのは、個人の自主的な人格形成という私的な生活領域に干渉するだけでなく、人格権を侵害し、個人の自己情報コントロール権やプライバシー権を制限するものである。

この憲法解釈請求事案に関する大法官会議釈字第603号解釈は、以下の通りである。人間の尊厳の擁護や人格の自由な発展の尊重は、自由民主憲政秩序の核心的価値である。プライバシー権は、憲法が明文で列挙している権利ではないが、人間の尊厳や個人の主体性の擁護、人格の完全な発展に基づき、かつ他人の干渉を受けずに、個人生活の秘密領域や個人情報の自己決定を保障するために、プライバシー権は不可欠な基本的権利である。したがって、憲法第22条の保障を受ける<sup>4)</sup>。そのうちの個人情報を自らコントロールする情報プライバシー権についていえば、その個人情報を公開するか否か、いかなる範囲において、いつ、いかなる方法で、だれに対して公開するのかに関する決定権を保障し、かつ個人情報の利用に対して知る権利やコントロール権、不正確な記載の訂正権を保障するものである。しかしながら、憲法の情報プライバシー権に対する保障は絶対的なものではなく、国家は憲法第23条の趣旨の範囲内において<sup>5)</sup>、法律で明確に適度な制限を規定することができる。

指紋は重要な個人情報であり、指紋情報の自己コントロールは情報プライバシー権により保障される。しかし、身分証明書の発給の有無は、基本的権利の行使に直接影響を与える。戸籍法第8条第2項は、「前項により身分証明書を受け取る場合は、指紋を押捺し、かつ登録保存しなければならない。但し、14歳に満たない受領者は、指紋を押捺せずに、満14歳になったときに、指紋を押捺し、かつ登録保存しなければならない」と規定している。第3項は、前項の規定により指紋を押捺しない者には身分証明書を発給しないものとするとして規定している。規定に従い指紋を押捺しない者には身分証明書の発給を拒否するのは、強制的に指紋の押捺や記録保存を行うのと同じであるが、それを身分証明書の発給要件とする目的は何かについて、戸籍法は明文規定を設けておらず、憲法の保障する情報プライバシー権の趣旨に反する。身分証明書の偽造防止、冒用の防止、行方不明者・行路病者・精神障害者・無名死体の識別等の目的についても、損益の均衡を失するものであり、手段も行き過ぎており、比例原則に反する。戸籍法第8条第2項・第3項が指紋の押捺と記録保存を強制し、そうでなければ身分証明書を発給しないと規定するのは、憲法第22条・第23条の趣旨に反しており、本解釈公布の日より適用しないものとするべきである。戸籍法のその他の関連規定による身分証明書の更新作業を引き続き行うのは言うまでもない。

国家が特定の重大な公益目的で大規模に指紋を収集・記録保存し、データベースを作成して

保存する必要がある場合は、収集の目的を法律で明確に規定すべきであり、収集と重大な公益目的の達成には密接な必要性や関連性がなければならず、法定目的以外での利用を明文で禁止すべきである。憲法の保障する情報プライバシー権の本旨に合致させるために、主管機関は現代の科学技術の発展に応じて、運用において情報の正確性や安全な方法を確保し、かつ収集した指紋のデータに組織上・手続上必要な保護措置を講じなければならない。

これに基づけば、大法官は、戸籍法第8条第2項・第3項が指紋の押捺と記録保存を強制し、そうでなければ身分証明書を発給しないと規定するのは、憲法の保障する情報プライバシー権を侵害しており、新版身分証明書の偽造防止機能強化、なりすましの防止、行方不明者・行路病者・精神疾患患者・無名死体の識別等の目的については、比例原則に合致するものとは認めがたく、憲法第22条・第23条の趣旨にも反するため、憲法解釈の公布日より適用すべきでないにとらえている。

本件憲法解釈は、情報プライバシー権の保障という重要な憲法原則を以下のように指摘している<sup>6)</sup>。(1) 個人情報自らコントロールする情報プライバシー権は、プライバシー権の保障範囲に含まれ、憲法第22条の保障を受ける。(2) 国家による情報プライバシー権の制限行為が合憲か否かは、具体的な事案に関わる情報の性質による。個別の事案が違憲審査の密度を決定する。(3) 指紋情報は相対的にセンシティブな重要な個人情報に属するものであり、国家は明確な重要な公益目的に基づいてはじめて収集することが可能であり、かつ指紋情報収集は当該公益目的の達成と密接な関連があり、侵害の手段は比較的小さいものでなければ、憲法第23条の求める比例原則に合致しない。(4) 戸籍法第8条第2項・第3項が明確な法定目的を規定していないのは、憲法の保障する情報プライバシー権の趣旨に反する。行政院が指摘している各目的を認めるとしても、すべての人の指紋収集を目的達成のための手段とするのも、比例原則に反する。(5) 今後、国家が大規模に指紋を収集し、さらにデータベースを作成し、保管・運用する必要がある場合は、収集目的を法律で明確に規定し、当該目的の達成に対するその収集は、比例原則の制限に合致しなければならない。また、法定目的以外の利用を明文で禁止すると同時に、適正な科学技術や組織上・手続上必要な方法を採用し、情報プライバシー権の安全を確保しなければならない。

本件憲法解釈は、指紋データベースの作成を阻止しただけでなく、その後の政府機関による健康保険カード身分情報注記の提案にも牽制的な役割を果たした。さらに、本件憲法解釈の趣旨は、情報プライバシー権に大きな影響を及ぼし、プライバシー権侵害の判断類型を形成した。例えば、台湾高等裁判所98年度上字第108号民事判決は、司法院大法官會議積字第603号解釋の趣旨は基本的に不法行為法のプライバシー権の理念・概念及び保護範囲の説明に用いることができるとしている。すなわち、私法上のプライバシー権は人格の尊厳、個人の主体性や人格の発展の必要に基づいており、人格権の一種であり、民法第195条が明文規定を置いているものであるが、その趣旨は個人の私的な領域における自己決定の保障にある。個人は私生活の

形成を自ら決定することができ、他人の干渉を受けずに、個人情報コントロールすることができる。その上で、侵害類型を(1)私生活への干渉、(2)私事の公開、(3)情報の自己決定の侵害に分類している。

### 三. 健康保険データベース行政訴訟事件

全民健康保険署(以下では「健保署」と略称)は、医薬衛生の研究に従事し、人々の健康福祉を増進するために、保険加入や受診の情報を、1998年に国家衛生研究院(以下では「国衛院」と略称)に委託して、「全民健康保険研究データベース」を作成し、当該情報を学界及び非学界に提供し、付加価値サービスに利用している<sup>7)</sup>。また、衛生福利部(以下では「衛福部」と略称)は2009年3月に、「衛生福利情報科学センター」を設立し、医療健康保険情報を作成し、その他の部会データベースと連携し、収集した健康情報の識別化を除去した後、政府機関や学術団体に提供し、付加価値サービスに利用している。

台湾人権促進会等の民間団体は、2012年5月に記者会見を開き、健保署に健康保険情報を目的外利用しないよう求める内容証明郵便を送るよう、人々に呼びかけた。原告8人は2012年5月から6月にかけて、健保署に内容証明郵便を送り、健保署が収集した健康保険情報を、健康保険業務以外の目的で利用するために第三者に提供することを拒否すると表明した。健保署に拒絶された後、原告は健保署に対して行政訴訟を提起し、個人の健康保険情報を学術または商業利用のために国衛院や衛福部に提供することを停止させる行政処分の許可を求めた。台北高等行政裁判所の判決で原告が敗訴した後、最高行政裁判所が106年判字第54号判決<sup>8)</sup>で上訴棄却したことで本件は確定した(蕭奕弘、2018、93)。

個人情報保護法第16条の規定は、以下の通りである。公務機関による個人情報の利用は、法定の職務執行に必要な範囲内で行わなければならない、かつ収集の特定目的に合致しなければならない。但し、以下のいずれかに該当する場合は、特定目的以外での利用ができる。5号で、公務機関または学術研究機関が公益に基づき、統計または学術研究のために必要であり、かつ情報が提供者による処理を経た後または収集者がその公開方式により特定の当事者を識別できない場合が挙げられている。これに関して、本件当事者間の争点は主に4つあるが、第一の争点は、健保署が医療情報を国衛院や衛福部に提供したのは、「法定の職務執行に必要な範囲内での利用」に当たるかである。第二の争点は、個人情報保護法が求めている識別化の除去をだれが行うべきかである。第三の争点は、識別化の除去はどの程度であるべきかであり、第四の争点は、原告は事後退出権を行使できるかである(邱文聰、2018、66-70)。以下では、それぞれの争点について述べる。

## 1. 法定の職務執行に必要な範囲内での利用

健保署が医療情報を国衛院や衛福部に提供したのは、法定の職務執行に必要な範囲内での利用に当たるかであるが、高等行政裁判所は、中央健康保険署組織法の規定によれば、健保署の所管事項には、健康保険医療サービス審査業務及び医療品質向上業務の研究・計画・執行、その他の健康保険に関する業務事項が含まれる。これによれば、健保署の法定職務には、「健康保険に関する研究の促進、医療衛生の発展向上」が含まれる。そのため、健保署が個人の健康保険情報を国衛院や衛福部に提供し、データベースを作成するのは、健保署の法定職務に必要な範囲内であるとしている。

原告は、「法定の職務」には、「作用法」の授權根拠が必要であり、「組織法」のみであってはならないと主張したが、最高行政裁判所は高等行政裁判所の見解を採用し、行政機関は組織法上の根拠があれば、個人情報を利用することができるとしている。

## 2. 個人情報保護法が求めている識別化の除去者

個人情報保護法は、個人情報の目的外利用は、提供者による処理後または収集者がその公開方式により特定の当事者を識別できない場合でなければならないと規定している。原告は、識別化の除去を健保署で完成させなければならないが、本件において健保署が健康保険の個人情報を国衛院や衛福部に提供したとき、個人情報はまだ識別化の除去が行われていないため、健保署による個人情報の目的外利用は合法ではないと主張した。

しかし、高等行政裁判所は、同条の規定する個人情報については、「提供者」による処理後または「収集者」がその公開方式により特定の当事者を識別できないようにすれば足り、本件において、健保署が個人情報を国衛院や衛福部に提供したとき、識別化の除去作業を行っていないが、衛福部は個人情報の収集者として、個人情報を利用申請者に引き渡すときに、識別化の除去要件を満たせば、法律の規定に合致するとしている。最高行政裁判所はさらに、健保署は衛福部の下部機関であり、下部機関が個人情報を上級機関に渡し、データベースの作成・改良を行うとき、その目的は情報のさらなる効率的な利用であり、かつ健保情報の処理・利用状態を変更しておらず、すなわち、個人情報が最終的に利用申請者に提供された時点で、すでに識別化の除去要件を満たしているため、法律の規定に合致し、適法な利用に属するとしている（邱文聡、2018、68）。

この見解に対して、学者は、いかなる者も個人情報の目的外利用行為に従事する場合、識別化の除去義務を負わなければならないととらえている。本件において、目的外利用行為に従事する主体は健保署であり、健保署は個人情報を第三者に引き渡すときに、識別化の除去に取り組まなければならないが、健保署が識別化の除去がなされていない個人情報を第三者に提供したのは、識別化の除去義務に違反するものである（邱文聡、2018、68）。個人情報保護法の規定の解釈に関する高等行政裁判所の見解は、その立法趣旨に合致しなければならない。



### 3. 識別化の除去程度

本件において、原告は、識別化の除去については個人の特定期間がないこと、連結性がないこと、推論性がないことでなければならないと主張したが、高等行政裁判所は個人情報保護法の「個人情報」の定義に基づき、いわゆる「識別化の除去」は一定の手続による加工処理を通じて、個人情報がもはや直接的または間接的に識別性を有しないことを指すととらえており、識別化の除去程度については、全体的なリスク影響評価を行い、個人情報の類型・要配慮度・情報の対外提供方法・他人の識別を引き起こす意図等の要素を総合的に衡量しなければならないとしている。

高等行政裁判所は、個人情報の識別化除去処理を行った後、当該特定の個人を識別できないか否かについて、「情報受取手」の観点から、公開の情報により直接的または間接的に識別の可能性があるかを判断すべきであるとしている。データの提供者に復元能力があるとしても、データ利用者に連結ツールを提供していなければ、識別化の除去程度を達成したことになる。言い換えれば、個人情報の識別化の除去後、データ保有者がなおコード、オリジナル識別情報対照表または復号化ツールを保有して、識別情報を復元できるとしても、データ保有者が対照表等の復号化ツールをデータ利用者に提供しなければ、直接的または間接的に識別できない情報に属する（盧怡穎、2016、10）。

上記の見解は、最高行政裁判所で採用されなかった。最高行政裁判所は、衛福部自身にデータ復元や主体連結の可能性がある、「データ内容と特定の主体の連結要素を完全に切断する」程度に達しておらず、当該情報は識別化の除去程度に達していないとしている。しかし、最高行政裁判所は最終的に、「個人情報プライバシー権の考量に基づき、特定主体の個人情報を徹底的に排除するのであれば、その手段はあまりにも行き過ぎており、公益の実現を妨げる恐れがある」としている。そのため、「識別化の除去作業の実証的効用」の「強度」についていえば、識別化の除去の効能や作用は、一般大衆が情報の内容を見たときに、当該情報の主体を容易に推知できないものであることを確保することにある。特定の者が特定の主体の情報を自ら検索・ロックする侵害方法を排除する必要はない。これによれば、健保局が衛福部に提供した情報により、一般大衆が主体を知ることができない以上、適法である。言い換えれば、識別化除去の判断主体は、一般大衆である情報受取手であり、特殊な条件や能力を備えた特定の個人ではない（邱文聡、2018、69）。

学説は、氏名を削除し、コードを使用したとしても、依然として個人情報の復元可能方法（例えば、「対照表または復号化ツール」がある場合）があるが、このような情報は「可逆的擬匿名化情報」であり、識別化の除去効果を達成しておらず、「仮名化データ（pseudonymized data）」に属するものであるため、個人情報保護法が保護する情報に属するととらえている。いかなる者がいかなる方法を用いても特定の個人を識別できない場合のみ、匿名化情報に属するものであり、個人情報保護法の保護を受ける必要はない。そのため、学者は上記の最高行

政裁判所判決を識別化の除去基準について妥当な判断を行っていないと批判している（呉全峰、2018、53-55）（江輝国・黄子宴、2019、48-50）。

#### 4. 原告の事後退出権行使

本件において、原告は、健保署が健康保険情報を国衛院や衛福部に提供したのは法律の規範に合致するとしても、健保署による特定目的以外の利用を避けるために、個人情報の当事者には依然としてその個人情報の削除を請求することができると主張した。

これについて、高等行政裁判所は、大法官會議積字第 603 号解釈を引用して、情報プライバシー権は憲法が保障する権利ではあるが、絶対的なものではなく、立法者は個人情報のプライバシーの保障や合理的な利用というバランスの衡量の下で、個人情報プライバシー権を制限することができるとしている。そのため、自己情報の事前・事後のコントロール権を原告は主張するが、権利の本質についていえば、両者は表裏一体であり、法律が事前の同意権を制限している以上、同時に事後の排除権を制限すべきである。そうでなければ、個人情報の合理的利用という目的を達成することができず、自己情報コントロール権を絶対的な権利にするが、これは立法の本旨ではないとしている。

これについて、最高行政裁判所は比例原則に基づき、健保局は原告による事後退出権の行使を拒否することができるとしている。その理由として挙げられているのは、情報は価値のある社会資源であり、収集コストは高く、データベースの確立は重要な公共財となるというものである。データベースの作成は、個人情報プライバシー権と公共の福祉の衝突をもたらすが、識別化の除去により調和を図ることができる。特定の個人情報を排除すると、公益の実現を妨げる恐れがある。原告 8 人の個人情報の削除や利用停止請求を認めれば、他の者も同じように行うことができるため、データベース全体に及ぶこととなり、情報収集に投入したコストの無駄をもたらすため、原告は個人情報の削除を請求することができないとしている。

本件が裁判所に棄却された後、台湾人権促進会は個人情報保護法の解釈請求事件を提起し、以下の理由で違憲であると主張した。第一に、個人情報保護法が行政機関組織法のみにより、強制的にセンシティブな個人情報を収集処理し利用できるとするのは、法律留保の原則に違反している。第二に、個人情報保護法は、「大規模なデータベースの作成」と「小規模な個別的」情報の利用を区別して、異なる合法性要件を制定していないのは、比例原則に違反している。第三に、個人情報保護法が異なる学術研究目的の異なる公益的価値に着目せず、一律に間接的に識別可能な個人情報の利用を認めているのは、比例原則に違反している。第四に、個人情報保護法は個人情報の特定目的以外の利用を認めているが、法定手続規定を欠くものであり、適正手続の原則に違反している。第五に、個人情報保護法の立法規範の欠缺により、当事者は個人情報に対する事後コントロール権を行使することができず、法律留保の原則に違反している（蕭奕弘、2018、121）。この憲法解釈請求事件について、2022 年 7 月時点で憲法法院はまだ

判決を下していない。

#### 四. COVID-19 防疫措置と個人情報保護

2019年末のCOVID-19の発生により、各国政府は感染拡大防止のために、様々な防疫措置を講じてきているが、強制的なスクリーニング検査や自宅隔離等による人身の自由への制限のほかにも多くの措置を講じており、個人のプライバシー権侵害に関わって疑念を生じさせるものもあり、台湾も例外ではない。

台湾では全民健康保険制度を実施しており、99.9%が健康保険に加入しているが、健康保険カードを所持し、一種の身分証明書となっている。2020年から、COVID-19の防疫の必要性から、政府は出入国情報をチェックし、病院の開放に健康保険カードを求め、特定地域への観光や接触歴の情報を照会している。2021年5月に、中央流行感染症指揮センターは、健康保険カードに「個別事案の検査陽性通報」、「調査の結果による自主的健康管理者への分類」（14日間の自主的健康管理）を注記することを公表した。これにより、医療機関関係者は健康保険カードのデータを読み取ることで、健康保険カード所持者の各注記事項や保存情報を知ることができる。

健康保険カードの作成公布は、全民健康保険法第1条の規定による。すなわち、「全国民の健康増進、全民健康保険の処理、医療サービスの提供」を目的とし、「保険の有効期間内に保険対象者に疾病・傷害・出産事故が発生したときに」、保険給付を請求することができるというものである。また、全民健康保険法第16条但書の規定により、健康保険カードには医療利用目的以外の内容、保険対象者が受ける保険医療サービスと無関係の内容を保存してはならない。大法官釈字第603号解釈の趣旨に基づき、個人の情報プライバシー権を保障するために、法律の明確な規定があってはじめて個人の情報プライバシー権の保障を制限することができる。そのため、政府が防疫のために、健康保険カードに「医療利用目的」または「医療サービス」と無関係の感染状況通報、自主的健康管理等の情報を注記するのは、法律に明文の授權がなく、その合法性が疑問視されている（呉秦雯、2021、9-10）。

さらに、台湾政府は2020年1月に「電子フェンス監視システム」の設置を開始したが、電気通信会社5社と連携し、携帯電話の電波や隣接基地局の位置で三角測量を行い、自宅隔離者の位置を把握して、自宅検疫・隔離の監視を行うものである。10分ごとに1回ポジショニングを行い、2回連続で隔離範囲内にいないと観測されると、システムが「アラート通報」を発出する。隔離者が携帯電話の電源を切ったとしても、くまなくフォローでき、関係者の所在を確実に把握するために、システムは「アラートショートメッセージ」を当事者、民政機関、衛生行政機関や所轄警察に発出する（張陳弘、2021、344）。

このほかに、台湾政府は2020年4月に「台湾社会的距離アプリ」の計画を公表した。「台湾

人工知能実験室」と共同で社会的距離アプリを開発し、行動装置の近接通信機能（ブルートゥース）を用いて、他者と接触した社会的距離を測定するものであるが、両者の接触距離を 1.5 メートル以内に設定し、接触時間が 15 分以上の場合に、感染リスク通知を行う。この社会的距離アプリをダウンロードした者が COVID-19 感染と診断されれば、アプリをダウンロードした他の者に近距離の接触時間があれば、アプリがその利用者に通知する。感染可能距離において時間内に感染者と接触した者は、健康に注意しなければならない（張陳弘、2021、345-346）。各界において情報プライバシー権侵害に当たると疑義が持たれていることに加え、台湾の感染状況が深刻でないことにより、政府は一時的にこの社会的距離アプリの使用を見合わせている。

無論、「電子フェンス監視システム」または「社会的距離アプリ」はいずれも、個人の情報プライバシー権の保護問題に関わる。個人情報保護法第 15 条は、政府機関が個人情報を収集処理及び利用する場合の要件として、「法定職務の執行に必要な範囲内」であること、または「当事者の同意」を規定している。COVID-19 特別条例第 7 条は、中央流行感染症センター指揮官は感染状況の予防コントロールの必要があれば、必要な臨機応変な措置を実施することができる」と規定している。この条文は、政府機関が「電子フェンス監視システム」または「社会的距離アプリ」を実施する法的根拠となっている。

情報収集者の告知義務に基づき、感染症指揮センターは収集の目的や利用期間等の事項を当事者に十分に告知するとともに、情報の収集を信義則に基づく方法で行い、かつ特定目的の範囲を踰越してはならない（個人情報保護法第 5 条）。例えば、感染状況が終息した後、収集した情報を関連の流行病学の研究に用いてはならない。また、防疫措置終了の宣告後、主管機関は主体的に個人情報を削除し、その利用の処理または利用を停止しなければならない（個人情報保護法第 10 条）。各機関は収集した個人情報を 28 日間保存できるのみであり、期間が過ぎれば個人情報を削除または廃棄するとともに、削除または廃棄した項目や日付等の軌跡記録を保存しなければならない（防疫連絡制ガイドライン第 5 項目）。公務機関は個人情報を収集利用する際に、情報の安全保護義務を尽くし、適切な技術上・組織上の安全措置を講じるとともに、安全保護事項の処理を行う専任者を指定し、個人情報の盗取、改竄、毀損、滅失または漏洩を防止しなければならない（個人情報保護法第 18 条、防疫連絡制ガイドライン第 3 項目）（張陳弘、2021、378-382）。

## むすび

個人情報の保護に関する台湾の法律は、個人情報保護法のほかに、大法官會議が作成した釈字第 603 号解釈により、新たな時代に入り、個人の情報プライバシー権は広く法的保護を受けている。

指紋データベース事件において、大法官は、身分証明書の受取に指紋の採取が必要だとする

戸籍法の規定を違憲と判断し、当該規定の無効を宣告した。健康保険データベース目的外利用事件において、行政裁判所は、健保局による健康情報の衛福部への提供を認め、かつ原告の事後退出権行使も認めなかったが、個人情報の識別化の除去基準について妥当な判断を示しておらず、本件当事者が憲法解釈請求を提起した後、大法官が個人情報保護法の関連規定をいかに解釈するかは、必然的に注目すべき憲法判決となる。

国家社会が COVID-19 に直面したときに、政府機関は健康保険カードを利用して注記を行い、「電子フェンス監視システム」等の防疫措置を実施しているが、個人情報保護法の規定に従わなければならない、告知義務を尽くし、個人情報の目的外利用を防止し、安全保護措置を講じる等、政府機関が個人情報の保護に負うべき義務を尽くさなければならない。台湾メディアの報道によると、政府が防疫のために「ショートメッセージ連絡制」を用いており、人々が商店の QR コードを読み取ると、足跡を残すことになるが、刑事警察局は連絡制の発するショートメッセージを利用して容疑者の所在を確定しようとしている<sup>9)</sup>。明らかに、個人情報の収集目的を踰越しており、違法な状況がみられる。政府機関は、個人情報の保護メカニズムを強化していかなければならない。

#### 注

- 1) 立法院における法務部の報告。
- 2) 同上。
- 3) 2005年9月28日。大法官會議は、2022年1月4日より「憲法法庭」に改められたが、裁判とは「憲法法庭の決定または判決」をいう。
- 4) 中華民國憲法第22条は、「人民のその他の自由及び権利は、社会秩序公共の利益を妨げない場合は、いずれも憲法の保障を受ける」と規定している。
- 5) 中華民國憲法第23条は、「上記各条の列挙する自由権は、他人の自由の妨害防止、緊急危難の予防、社会秩序の維持または公共の利益の促進のために必要なものを除き、法律で制限してはならない」と規定している。
- 6) 本件林子儀大法官の賛同意見書。
- 7) 国衛院が提供した付加価値サービスについては、非学術機関の分は2013年11月19日に提供を停止し、学術界の分は2016年6月28日に提供を終了している。国衛院は元の健康保険情報を健保署に返還したため、本件が最高行政裁判所に上訴されたとき、衛福部の分のみ実体審理が行われた。
- 8) 2017年1月25日。
- 9) 聯合報 2021年6月21日林清汶投書。

#### 引用文献

- 立法院司法・内政及び国境政治委員会の中華民國84年1月19日台(84)司法發字第009号文書(司法院公報第84卷第46期、357頁、356頁)
- 劉靜怡(2010年8月)「不算進步的立法：『個人資料保護法』初步評析」月旦法学雜誌第183期、151-162頁
- 蕭奕弘(2018年5月)「健保資料庫行政訴訟案：医学研究與資訊隱私權間的衝突」月旦医事法報告(試閱版)第19号、93頁、121頁
- 邱文聰(2018年1月)「最高行政裁判所106年度判字第54号判決(健保データベース事件)會議記錄」月

- 旦法学雑誌第 272 期、66-70 頁
- 盧怡穎 (2016 年 10 月)「台北高等行政法院 103 年度訴更一字第 120 号判決対健保資料作目的外運用之態度」  
科技法律透析第 28 卷第 10 期、10 頁
- 呉全峰 (2018 年 1 月)「健保資料目的外利用之法律争議—従去識別化作業工具談起」月旦法学雑誌第 272 期、  
53-55 頁
- 江輝国・黄子宴 (2019 年 9 月)「個人資料的概念與匿名化—一個認識論的觀點」東海大学法学研究第 58 期、  
48-50 頁
- 呉秦雯 (2021 年 12 月)「健保卡註記之正当性與隱私權保護」月旦医事法報告 (試閱版) 第 62 号、9-10 頁
- 張陳弘 (2021 年 6 月)「科技知患防疫個人資料保護：陌生但關鍵的資料保護影響評估程序」台大法学論叢  
第 50 卷第 2 期、344 頁、345-346 頁、378-382 頁

**【記者注】** 憲法法廷は 2022 年 8 月 12 日に健康保険データベース事件の判決を下したが、判示事項は以下の通りである。第一に、個人情報保護法第 6 条第 1 項但書第 4 号の規定は、憲法第 22 条が保障する情報プライバシー権の趣旨に抵触しない。第二に、個人情報保護法またはその他の関連法律の規定に個人情報保護の独立した監督メカニズムがないため、憲法第 22 条の情報プライバシー権を保障するために、判決言い渡しから 3 年以内に関連法律を制定または改正しなければならない。第三に、全民健康保険法第 79 条、第 80 条及び関連法律に組織上・手続上の監督保護メカニズム等の重要事項に関する明確な規定がないため、憲法第 23 条の法律の留保の原則に合致せず、憲法 22 条が保障する情報プライバシー権の趣旨に違反する。判決言い渡しから 3 年以内に関連法律を改正または制定しなければならない。第四に、目的外利用に関しては、当事者が利用停止を請求できる関連規定がないため、憲法第 22 条が保障する情報プライバシー権の趣旨に違反する。判決言い渡しから 3 年以内に関連法律を制定または改正し、主体・事由・手続・効果等の事項に関する明文の規定を置かなければならない。関連法律を制定または改正しない場合に、当事者は目的外利用の停止を請求できる。

<https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=38&id=309956> (2022 年 8 月 31 日最終閲覧)